

総合計画審議会委員名簿

参考資料1

	区分	氏名	役職名等
1	第1号委員	飯島 徹	東松山市商工会理事
2		今村 美代子	東松山子育てねっと副代表
3		押尾 晴樹	東京電機大学建築・都市環境学系准教授
4		小野寺 亘	埼玉医科大学 特任教授(元埼玉県総務部長)
5		木村 翔一	JA埼玉中央青年部
6		小峰 良介	東松山市都市計画審議会会長
7		杉山 武志	松山第二地区民生委員
8		須田 知樹	立正大学地球環境科学部教授
9		関口 喜希	(社)比企青年会議所理事長
10		中田 幸昌	東松山市環境審議会委員
11		長島 洋介	武蔵丘短期大学健康栄養専攻教授
12		細田 咲江	大東文化大学国際関係学部教授
13	第2号委員	佐藤 幸俊	公募
14		関根 美沙	公募
15		松木 秀一	公募

任期:令和7年7月1日～令和9年6月30日

令和7年度第2回東松山市総合計画審議会 執行部出席者一覧

事務局

役 職	氏 名
政策財政部長	桶谷 易司
政策財政部次長	関根 隆
政策推進課長	今井 秀典
政策推進課 活性化戦略室主査	元田 貴志
政策推進課 主査	江原 友博
政策推進課 主任	長嶋 宥佑
政策推進課 主事	嶋岡 佑香

○東松山市総合計画審議会条例

昭和41年4月1日

条例第6号

改正 昭和45年6月25日条例第32号

昭和47年3月25日条例第4号

昭和48年12月25日条例第49号

昭和50年3月25日条例第22号

昭和54年3月22日条例第3号

昭和55年9月29日条例第20号

昭和56年1月30日条例第1号

平成8年6月10日条例第13号

平成13年3月16日条例第7号

平成18年3月27日条例第12号

平成27年6月25日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、東松山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、東松山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなる最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための市における基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計

画をいう。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者 12人

(2) 公募による市民 3人

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第8条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合計画を主管する課において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東松山市新市建設審議会条例（昭和32年7月27日東松山市条例第13号）は、廃止する。

附 則（昭和45年6月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月25日条例第4号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月25日条例第49号）

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第22号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月22日条例第3号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月29日条例第20号）

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年1月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月10日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月16日条例第7号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の東松山市総合振興計画審議会条例第3条第2項の規定により東松山市総合振興計画審議会委員に委嘱されていた者は、改正後の東松山市基本構想審議会条例第3条第2項の規定による東松山市基本構想審議会委員に委嘱されたものとみなす。

(東松山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 東松山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年6月25日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 東松山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略